

新型コロナウイルス感染症の患者の発生について

本県からの協力依頼を受けて実施された鳥取県衛生環境研究所による検査※において、4月15日(水)、新型コロナウイルス感染症の患者が1例確認されました。

この患者は、感染が疑われたため、4月13日(月)に県内の帰国者・接触者外来において検体を採取し、上記研究所において検査を実施したものです。

新型コロナウイルス感染症の患者の発生は県内118例目です。

本件については、濃厚接触者の把握を含めた積極的疫学調査を行っています。

※ 中国地方5県が連携したPCR検査の相互支援体制

【患者概要】

- (1) 年 齢：50歳代
- (2) 性 別：男性
- (3) 居住地：三次市
- (4) 職 業：会社員
- (5) 症状・経過：
 - 4月6日(月) 発熱(38.3℃)
 - 4月12日(日) 医療機関(三次市)を受診
 - 4月13日(月) 帰国者接触者外来において検体採取
 - 4月15日(水) PCR検査の結果、新型コロナウイルス陽性
 - 4月16日(木) 感染症指定医療機関等へ入院予定
- (6) 行動歴：
 - 4月5日(日)まで勤務(勤務中は常にマスクを着用)
 - 通勤は自家用車を利用
 - 海外渡航歴なし
 - 3月30日(月) 県外に滞在
- (7) 同居家族：1名

【県民の皆様へ】

- 週末だけでなく、平日も外出を自粛してください。やむを得ず外出する場合には、他者との距離を可能な限り2メートル空けてください。
- 夜間の繁華街の接客を伴う飲食店の利用を自粛してください。
- 在宅勤務、時差出勤、自転車通勤、徒歩通勤等により、通勤時の人との接触機会を減らしてください。
- 感染者・医療機関関係やそのご家族を、誹謗・中傷・差別することは、絶対にやめてください。
- 風邪の症状が見られるときは学校や会社を休み、37.5℃以上の発熱が4日以上(高齢者、基礎疾患等がある方は2日程度)続いた場合や、強いだるさや息苦しさがある場合には、必ず最寄りの相談窓口ご連絡し、その指示に従っていただくようお願いします。

お 願 い

報道機関各位におかれましては、感染症法の精神に基づき、プライバシー保護及び風評被害について格段の御配慮をお願いします。